

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 29 年 4 月 13 日		
2	契 約 業 者 名	前田 平八		
3	契 約 業 者 の 住 所	京都市左京区岩倉南四ノ坪町 6 3		
4	工 事 件 名	京都御所紫宸殿御簾修繕工事		
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑（京都御所内）		
6	工 事 種 別	内装仕上工事		
7	工 事 概 要	御簾新調		
8	工 期（自）	平成 29 年 4 月 14 日		
9	工 期（至）	平成 30 年 3 月 23 日		
		（税込み）	（税抜き）	落札率
10	予 定 価 格	非公表 円	非公表 円	— %
11	入 札 金 額	7,173,360 円	6,642,000 円	
12	随 契 理 由	<p>本件は、京都御所紫宸殿の御簾を新調するものである。</p> <p>この工事を行うにあたっては、京都御所に伝わる御簾の伝統的な工法を熟知し、豊富な御簾の製作実績を有していることが必要とされる。</p> <p>上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、京都御所の御簾製作を行った実績を有している前田平八を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、前田平八が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。（会計法第 29 条の 3 第 4 項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成29年 7月27日		
2	契 約 業 者 名	株式会社 松村泰山堂		
3	契 約 業 者 の 住 所	京都市北区小山西大野町51番地3		
4	工 事 件 名	京都御所障壁画修理工事		
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑（京都御所内）		
6	工 事 種 別	建具工事		
7	工 事 概 要	障壁画修理		
8	工 期（自）	平成29年 7月28日		
9	工 期（至）	平成30年 1月31日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予 定 価 格	非公表 円	非公表 円	— %
11	入 札 金 額	16,092,000 円	14,900,000 円	
12	随 契 理 由	<p>本件は、京都御所各御殿に残存する障壁画の保存修理を行うことを目的とする。</p> <p>京都御所各御殿の障壁画は、安政度造営時（一部寛政度造営時のもの残存）に著名な画家によって描かれた美術史学の上でも貴重視される価値の高いもので、その数は1,750面を越える。</p> <p>これらの障壁画は、150年近くを経過し、西日による乾燥、経年による膠の弱化、あるいは虫害等の影響を受け、破れ・亀裂・剥落・浮き等の損傷が著しく、放置できない状況となってきたため、損傷の激しいものから順次修理を実施している。</p> <p>文化財的価値の非常に高い障壁画の修理は、慎重かつ入念に行う必要があり、経験豊富な実績と高度な修復技術を持った技術者を確実に配置できることが必要とされる。</p> <p>上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、豊富な実績を有し、着実な成果を収めている株式会社松村泰山堂を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、株式会社松村泰山堂が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。（会計法第29条の3第4項）</p>		